

1. 件名：検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談

2. 日時：令和3年5月25日（火）13：30～16：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、伊藤企画調査官、栗崎企画調査官、木下管理官補佐、木村主任監視指導官、鈴木主任監視指導官、福吉主任監視指導官、山本主任監視指導官、福原監視指導官、宮坂原子力運転検査官、横塚技術研究調査官

前川地域原子力規制総括調整官（青森担当）

西村地域原子力規制総括調整官（福井担当）

東通原子力規制事務所 山本事務所長、森副所長、里信原子力防災専門官

六ヶ所原子力規制事務所 石井原子力運転検査官、山神原子力運転検査官、  
杉山原子力運転検査官

福島第一原子力規制事務所 小林事務所長

東海・大洗原子力規制事務所 津田原子力運転検査官、星原子力運転検査官、  
湯浅原子力運転検査官、大高原子力運転検査官、  
雨夜原子力運転検査官、松沢原子力運転検査官、  
小野原子力運転検査官

川崎原子力規制事務所 平田事務所長

横須賀原子力規制事務所 飯盛副所長

敦賀原子力規制事務所 白井事務所長

熊取原子力規制事務所 渡辺事務所長、内海原子力運転検査官

上斎原原子力規制事務所 佐田副所長

（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 所長 他5名

（株）日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長

近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安全管理部 保安全管理課  
課長、他1名

三菱原子燃料（株） 安全・品質保証部 副部長 他2名

立教大学 原子力研究所 管理室長

原子燃料工業（株） 熊取事業所 環境安全部安全管理グループ長、他1名

東海事業所 環境安全部安全管理グループ長、他1名

リサイクル燃料貯蔵（株） 取締役技術安全部長 他1名

東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他2名

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 品質保証課 技術主幹

## 他 8 名

日本原燃（株）濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他 3 名  
ニュークリアデベロップメント（株） 安全管理部 部長 他 4 名

### 5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、配布資料 1-1 及び 1-2 に基づき検査ガイドの改正並びに配布資料 2 に基づき総合的な評定に関する解説を行ったところ、以下の質疑応答があった。

- ・資料 1-1 について、ニュークリアデベロップメントから、政令 41 条該当施設において非該当施設も許可を受けている施設の検査についての確認があった。原子力規制庁より、当該施設内の非該当施設の検査は該当施設の検査の中で合わせて実施することとした旨を回答した。
- ・資料 2 について、日立製作所から、総合的な評定の結果に示される安全実績指標の結果の記載に関し、指摘事項がないにも関わらず、『「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。』と記載されることに違和感がある旨のコメントがあった。原子力規制庁より、原子力規制検査等実施要領に基づいた記載であり、最も優良な結果を示したものであるが、ご意見を踏まえ今後記載の見直しをしていく旨を回答した。
- ・資料 2 について、東京都市大学から、総合的な評定の結果に示される安全実績指標の結果の記載に関し、提出した安全実績指標に対する規制検査を実施したのかとの確認があった。原子力規制庁より、検査は実施していないものの、報告内容については確認を実施したものであり、その結果を踏まえて記載したものであるが、ご意見を踏まえ、今後記載の見直しを検討していく旨を回答した。

(2) 核燃料施設等設置者から、以下の紹介があった。

- ・日本原子力研究開発機構から、新検査制度を踏まえ実施されている活動（検査環境の整備に関するアンケート結果、安全文化の維持・育成に対する取り組み状況、事業者検査の状況）についての紹介があり、面談参加者と共有した。原子力規制庁より、検査環境の整備に関しては、規制事務所検査官と引き続きコミュニケーションをとりながら進めていただきたいこと、安全文化や事業者検査の取り組みについては、引き続き核燃料施設等設置者への情報共有を依頼した。
- ・原子燃料工業から、配布資料 3-1 に基づき、放射性固体廃棄物ドラム缶における不適合事象についての紹介があり、面談参加者と共有した。原子力規制庁より、放射性固体廃棄物ドラム缶の維持管理については、各施設とも共通の管理事項であることから、本日紹介いただいた不適合を早期に発見できた点検の視点等を保安活動に活用いただきたい旨伝えた。
- ・核物質管理センターから、配布資料 3-2 に基づき、六ヶ所保障措置分析所における低放射性グローブボックス内の火災についての紹介があり、面談参加者と共有した。原子力規制庁より、本情報を核燃料施設等設置者と共有できたのは非常に有用であり、未然防止活動に役立てていただきたい旨伝えた。

## 6. 配布資料

- (1) 資料 1-1\_原子力規制検査等実施要領 新旧対照表
- (2) 資料 1-2\_共通事項に係る検査運用ガイド (新旧対照表)
- (3) 資料 2\_総合的な評定解説
- (4) 資料3-1\_NFI熊取での放射性固体廃棄物ドラム缶からの液だれ跡の発見及び漏えい防止の取組
- (5) 資料 3-2\_六ヶ所保障措置分析所における低放射性グローブボックス内の火災について (報告)